

市町村地域福祉計画策定指針

社会環境が大きく変化する中で、住民が互いに支え合い、助け合う地域社会を築くことが必要とされています。

「市町村地域福祉計画」の策定は、住民やボランティア、行政などが協働して「共に生きる社会づくり」を実現するための具体的な方策です。

平成15年4月から社会福祉法における地域福祉計画の規定が施行されます。

また、すでに厚生労働省から、この計画の策定指針の在り方「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)(平成14年1月28日社会保障審議会 福祉部会報告)」が示されています。この中で、県は市町村に向けて計画策定ガイドラインを作成することが適当とされています。

本県では、本書の趣旨を、

市町村が地域福祉計画を策定する際の指針(ガイドライン)とすること
市町村行政職員はもとより、策定に参加する住民にとっての参考書となること
としました。

また、地域福祉計画は市町村が住民等と協働して策定することが求められていることから、策定指針では次の点に配慮しました。

計画が画一的なものとならないよう、その構成や内容について詳細に示さない。
市町村の裁量を狭める制限・規制的な記載はしない。
わかりやすい表現に努める。

市町村においては、この策定指針や上で述べた「社会保障審議会福祉部会報告」などを参考にしながら創意工夫され、地域の特性や住民の方々の声を取り込んだ個性的な地域福祉計画が策定されることを期待します。

今後県では、市町村に向けてこの策定指針を補完する情報や住民参加の具体的方策に関する情報などを提供することで、地域福祉計画の策定を支援していきたいと考えています。

印の用語は、用語解説(参考資料)を参照してください。